

監査公告第3号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した病院管理部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年6月27日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

病院管理部定期監査結果報告

第1 監査期間

平成30年5月9日から平成30年6月8日まで

第2 監査の対象

加賀市医療センター

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料をもとに、財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管業務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

- ・未収金の対応について、次のとおり意見を付す。

未収金に対する督促の機会を増やすなど、事務手続き上の努力は見て取れるが、より効果的な対応を考えるうえでも、督促の実施内容とその結果が分かる具体的な資料が必要ではないか。

今回は、可能な範囲で資料を作成し、状況分析に基づく効果的な対応を説明されるよう期待する。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

病院管理部 定期監査 事情聴取（H30. 5. 28 実施）の主な内容

1. 訪問看護ステーション「りんく」について
2. 未収金の対応について
3. 医師の体制について
4. 一般廃棄物収集運搬業務にてについて
5. 放射線機器包括契約について
6. 放射線機器包括保守契約について
7. 研修医の受け入について
8. 人員体制について